

# 三井住友トラストVISAポイントクラブカード特約

## 第1条(カード名称)

本カードは、三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)が発行するもので、「三井住友トラストVISAポイントクラブカード」と称します。

## 第2条(会員)

本特約および三井住友トラストVISAカード&三井住友トラストマスターカード会員規約(以下「会員規約」という。)を承認のうえ、当社が認めた方を会員(以下「会員」という。)とし、本カードを貸与します。

## 第3条(特約の優越)

- 1.本特約と会員規約の内容に相違がある場合、本特約が優先して適用されます。
- 2.本特約に規定のない事項については会員規約が適用されます。

## 第4条(年会費)

本カードの年会費は次のとおりとします。

条件等		カード種別	ゴールドカード	ゴールドカード以外
		会員資格を得てから3年間		
4年目以降	前年度のショッピング利用の際のクレジット支払い金額の合計5万円以上(※)		本カード所定の年会費	無料
	前年度のショッピング利用の際のクレジット支払い金額の合計5万円未満(※)			本カード所定の年会費

(※)合計額は本会員と家族会員とのご利用代金の合算とします。